

QA28 「乳児用食品」をどのように見分ければいいのですか

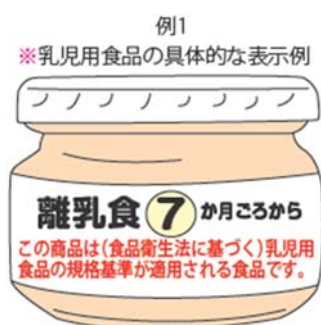
食品衛生法に基づく食品中の放射性物質の基準値では、乳児用食品（乳児（1歳未満）の飲食に供することを目的として販売するもの）に一般食品より低い基準値（乳児用食品：50 ベクレル/kg、一般食品：100 ベクレル/kg）が適用されています。

しかしながら、当該乳児用食品については、商品によっては、外見上、消費者が乳児用食品の規格基準が適用される商品であるか否かを必ずしも判別することができない場合が想定されます。このことから、消費者が食品を購入する際にその食品が乳児用食品又は一般食品のいずれの基準値が適用される食品であるかを判別した上で商品選択ができるよう、厚生労働省の規格基準を踏まえて、消費者庁が乳児用食品に係る表示基準を策定しました。

具体的には、

- ① 乳児用食品の規格基準が適用される食品に、その旨を表示することとしました。（→「乳児用規格適用」や「この商品は（食品衛生法に基づく）乳児用食品の規格基準が適用される食品です」等も可）。(例1の図参照)
- ② 乳児用食品の規格基準が適用される食品が容易に判別できるものにあつては、乳児用規格適用食品である旨の表示を省略することができることとしました。（→この省略規定の対象食品は、いわゆる「粉ミルク」のみです）。(例2の図参照)
- ③ 乳児用食品の規格基準が適用されない食品には、乳児用規格適用食品

である旨の表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならないこととしました。



乳児用食品に係る表示基準は、平成24年8月1日から実施しました。ただし、平成25年12月31日までに製造され、加工され、又は輸入される、乳児用食品の規格基準が適用される食品については、経過措置として、従前の表示のままでも販売することができるものとされています。

なお、紛らわしい表示の禁止については、平成 25 年 1 月 1 日から実施しました。

出典：消費者庁「食品と放射能 Q&A」（第 8 版）より作成

出典の公開日：2013 年 9 月 2 日

本資料への収録日：2014 年 3 月 31 日